

意見募集結果等を踏まえた省令等の主な修正箇所

該当省令・告示	該当条項	修正内容
施行規則	第22条の2の13	形式修正
	第22条の2の14	条見出しの追加、追加で指定された事業者の指定前の契約の扱いを規定
	第22条の2の15	MVNOサービスの定義の明確化、形式修正
	第22条の2の16第1項及び第2項	「最終調達日」及び「同一機種」の明確化、形式修正
	第22条の2の17	条見出しの追加
	第22条の2の17第1号及び第2号	「違約金等の定め」及び「特定経済的利益」に関する定義の明確化
	第22条の2の17第5号	期間拘束契約満了時における無料解約期間設定義務の規定の整備（自動更新でない場合の規定の追加）
	第22条の2の17第6号	継続利用割引に対する規律の内容の変更
	第22条の2の18第1項第8号※2	届出媒介等業務受託者への準用規定の追加
	第40条	形式修正
	第40条の2	第22条の2の16の規定を準用する読替規定の明確化、誤記修正
	第69条※2	形式修正
	様式第33～37※2	JIS法改正に伴う修正、形式修正
	附則第2条第1項	形式修正
附則第3条第1項	施行規則改正(6月27日)に伴う5Gの定義の追加、形式修正	
報告規則※2	様式第23の12第1表、第2表	JIS法改正に伴う修正
役務指定告示(モバイル)	第2項第1号	BWAアクセスサービスに関する定義の明確化、形式修正
事業者指定告示	第19号	ソフトバンクの特定関係法人1社の削除



総務省

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係省令等の整備について

令和元年8月
総務省
総合通信基盤局

- モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために、電気通信事業法の一部を改正し、必要な措置を講ずる。

モバイル市場の競争の促進

■ 事業者間の競争が不十分

- ☞ 大手3社による寡占(シェア9割)
- ☞ 端末代金と通信料金が一体化し、利用者に分かりにくく不公平。

■ 競争を促進するための基本的なルールを整備

- 通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度を整備。

販売代理店への届出制度の導入

■ 販売代理店への指導は一義的には事業者任せられ、行政の現状把握が不十分

■ 販売代理店の業務の適正性の確保に資する制度を整備

- 販売代理店に届出制度を導入することで、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保。

事業者・販売代理店の勧誘の適正化

■ モバイル・FTTH等の苦情・相談は高い割合で推移

- ☞ 分野別の相談件数(2017年度)で見ると、「インターネット接続回線(FTTH含)」は3.3万件(3位)、「移動通信サービス」は2.4万件(8位)
(出典:全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET))

■ 利用者の利益の保護のためのルールを強化

- 自己の名称等を告げずに勧誘する行為等を抑止することで、利用者利益の保護を強化。

1 モバイル市場の競争の促進関係※

(移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の三 総務大臣は、**総務省令(2)**で定めるところにより、移動電気通信役務(第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。))であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が**指定(1)**するものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者(移動電気通信役務(当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。))の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして**総務省令(2)**で定める割合を超えないものを除く。)を次項の規定の適用を受ける電気通信事業者として**指定(3)**することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。)に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項及び第七十三条の四において同じ。)に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとする**ことその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令(4)で定めるものを約し、又は第三者に約させること。**
- 二 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、**当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令(5)で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。**

3 第一項の規定による移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の指定は、告示によつて行う。

2 事業者・販売代理店の勧誘の適正化関係※

(電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の二 電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立つて、その相手方(電気通信事業者である者を除く。)に対し、自己の氏名若しくは名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして**総務省令(1)**で定めるものを除く。)
- 三 (略)
- 四 前三号に掲げるもののほか、**利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令(2)で定める行為**

※法第73条の3において届出媒介等業務受託者に準用する場合を含む。

1 モバイル市場の競争の促進関係

□ 禁止行為規律の対象となる移動電気通信役務として次の役務を指定。

- ・携帯電話サービス※
- ・全国BWAサービス※

※ 卸電気通信役務、法人に対して契約約款によらないで提供する役務、固定して使用されるモバイルルータ(固定ブロードバンドの代替となるサービス)、通信モジュール向けサービスを除く

第26条第1項第1号及び第3号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務に限る。)

【第1号】 携帯電話サービス、
BWAサービス 等

【第3号】 PHSサービス、
公衆無線LANサービス 等

※ 衛星移動通信サービス、アンライセンスLPWAサービス等の電気通信役務は第26条第1項各号で指定されていない

電気通信事業者間の適正な競争
関係を確認する必要があるもの
(電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案)

次の電気通信役務を移動電気通信役務として告示によって指定

- ・ 携帯電話サービス
- ・ 全国BWAサービス

勘案の観点	指定しない役務	
	携帯電話サービス及び全国BWAサービスとは異なる役務	携帯電話サービス及び全国BWAサービスから個別に除外する役務
電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少なくないか	・ 地域BWAサービス	
一般的なサービスであっても、サービス停止等により利用者数の減少が見込まれるか	・ PHSサービス	
同一のサービス区分であっても、異なる市場で競争しているサービスはないか		・ 固定して使用されるモバイルルータ(特定地点以外での利用を制限して提供されるサービス)
今般の禁止行為規律がなじまないサービス区分はあるか	・ 公衆無線LANサービス	・ 法人に対して契約約款によらないで提供する役務 ・ 卸電気通信役務 ・ 通信モジュール向けサービス

携帯電話サービス＋全国BWAサービス

音声伝送役務

競争環境が異なるもの等

スマートフォン向けサービス

フィーチャーフォン向けサービス

タブレット向けサービス

モバイルルータ向けサービス

【除外】特定地点以外での利用を制限して提供されるサービス

データ伝送役務

【除外】通信モジュール向けサービス

(注) 卸電気通信役務及び法人に対して契約約款によらないで提供する役務は除く。

1(2)電気通信事業者の指定の基準

(電気通信事業法施行規則第22条の2の14・第22条の2の15関係)

□ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者として次の電気通信事業者を指定。

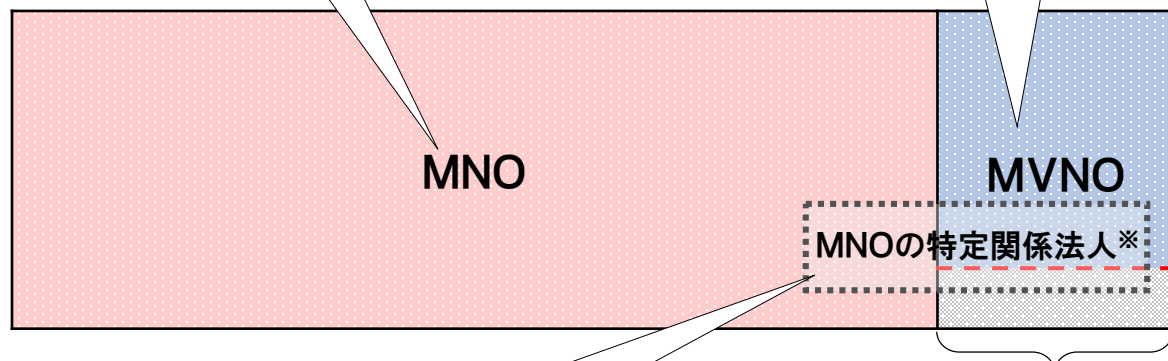
- ・MNO及びMNOの特定関係法人については全事業者
- ・MVNOについては移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるもの

MNO: 全て指定

- ・自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する電気通信事業者は競争への影響が少ないとは考えられないため。

MVNO: 利用者の数の割合が0.7%を超えるものを指定

- ・利用者の数が100万(割合換算で約0.7%)を超える電気通信事業者は、競争への影響が少ないとは考えられないため。



MNOの特定関係法人: 全て指定

- ・潜脱防止のため。

除外されるMVNO
(利用者は全体の1割未満)

■その他の規定内容

【計算方法】

- ・毎年度末時点の移動電気通信役務の利用者の数を用いて、1年に1回、割合を計算

【指定手続】

- ・禁止行為規律の対象となる電気通信事業者を指定又は解除するときは、対象事業者に通知

※ MNOの親会社、子会社、兄弟会社、1/3超の議決権保有等の実質的な支配関係のある関連会社等

MNO	MNOの特定関係法人
株式会社NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ○エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ○エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社 ○株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト ○株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ ○株式会社ドコモCS
KDDI株式会社 沖縄セルラー電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社 ○UQモバイル沖縄株式会社 ○中部テレコミュニケーション株式会社 ○ビッグロブ株式会社 ○株式会社ソラコム
ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○テレコムプロフェッショナルサービス株式会社 ○ヤフー株式会社 ○LINEモバイル株式会社 ○株式会社ウィルコム沖縄 ○汐留モバイル株式会社 ○SBパートナーズ株式会社
楽天モバイル株式会社	○楽天コミュニケーションズ株式会社
UQコミュニケーションズ株式会社	—

MVNOのうち移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超える者
(MNOの特定関係法人を除く)

株式会社インターネットイニシアティブ

株式会社オプテージ

1(4)①通信料金と端末代金の完全分離に関する措置

(電気通信事業法施行規則第22条の2の16関係)

法律の規定

- 端末を販売等する際の通信料金を端末を販売等しない場合よりも有利にすることを禁止
- 通信役務の利用者に対する端末の販売等に際しての一定の**利益の提供（総務省令で規定）を禁止**

省令の概要

① 通信役務の継続利用及び端末の購入等を条件として行う利益の提供 ⇒ 一律禁止

② 通信役務の利用及び端末の購入等を条件として行う利益の提供 ⇒ 2万円(税抜)を超えるものを禁止

▶ 先行同型機種がある場合には負担額がその買取価格を下回ることも不可。

例外

廉価端末、新規契約の受付が終了した通信方式のサービス利用者が新たな通信方式に移行するために購入する端末等、在庫端末について、特例を設ける。

(電気通信事業法施行規則第22条の2の16関係)

□ 端末を購入する利用者に対する利益の提供であって、**通信役務の継続利用を条件とはしないもの**の上限は、**2万円**※とする。

※ 比較対象とする価格と先行同型機種 of 買取価格の差額が2万円を下回る場合は、その額とする。

□ 端末代金の値引き等の上限は、通信・端末の各市場の競争が有効に機能するよう※、**当面は厳しいもの**とすべき。

※ 端末代金の値引き等により利用者を誘引する手法を限定的なものとするこゝで、通信・端末の各市場での競争を促進し、事業者による端末代金の値引き等を前提としない端末市場の競争を促す。

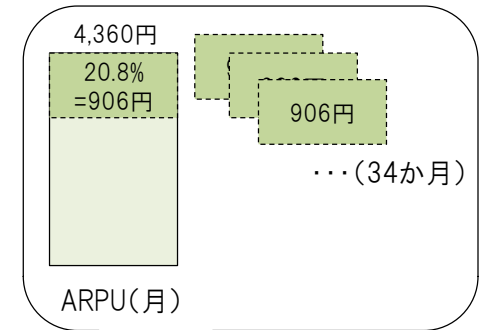
□ 端末代金の値引き等が、「利用者一人当たりの利益見込み額」を上回る場合、利用者に対する行き過ぎた利益の供与に当たる。

現在の市場環境を前提とすると、「利用者一人当たりの利益見込み額」※は約3万円。

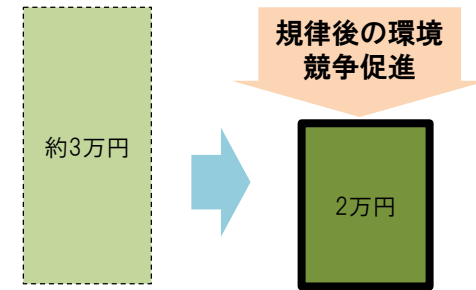
※ 利用者一人当たりの利益見込み額の算定

$$\begin{aligned} & \text{各社のARPU (4,360円/月)} \times \text{各社の売上高営業利益率の平均 (20.8\%)} \\ & \times \text{スマートフォンの平均利用期間 (34か月)} = \text{約3万円} \end{aligned}$$

□ しかしながら、通信料金と端末代金の分離による今後のARPU・売上高営業利益率の低下を考慮するとともに、通信・端末の各市場の競争を促進するためには、**現在の市場環境を前提とした値引きを許容するのではなく、値引き額の上限をより制限することとし、3万円よりも1段階低い2万円と設定。**



(利用者一人当たり 【利益の提供の上限】 の利益見込み額)



(電気通信事業法施行規則第22条の2の16関係)

- ❑ 廉価端末については、0円以下とならない範囲で利益の提供可。
- ❑ 通信方式の変更・周波数の移行により端末が使用できなくなる利用者が新サービスに移行するために販売される端末は、0円未満とならない範囲で利益の提供可。
- ❑ 在庫端末については、最終調達日から24か月経過で半額までの範囲で利益の提供可。ただし、製造が中止されたものは、最終調達日から12か月経過で半額まで、24か月で8割までの範囲で利益の提供可。

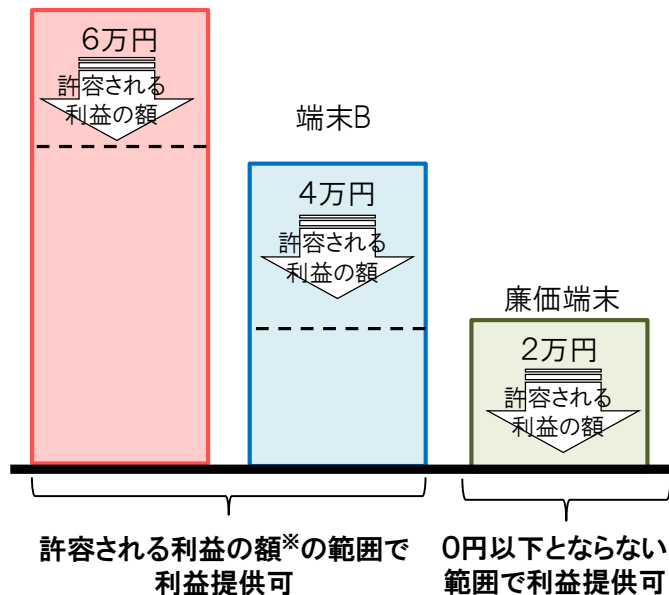
廉価端末

- ❑ 廉価端末については、0円以下とならない範囲で利益の提供可。
- ❑ 税抜2万円以下の価格の端末を廉価端末とする。

端末A

端末B

廉価端末

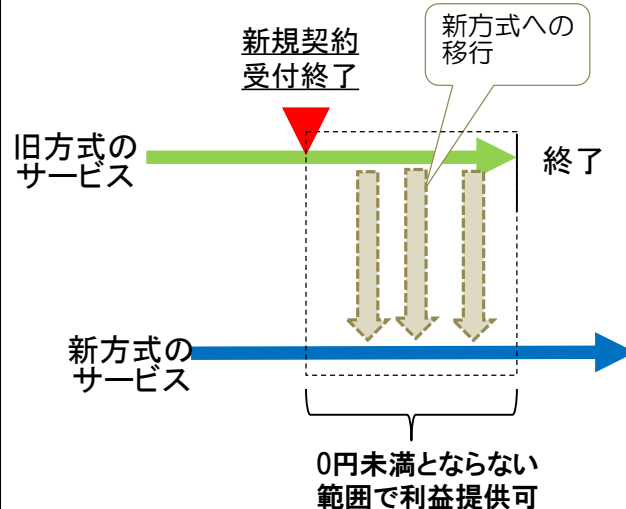


※ 2万円(税抜)又は先行同型機種と比較対象とする価格と買取価格との差額のいずれか低い方の額

通信方式変更／周波数移行に対応するための端末

- ❑ 新規契約の受付終了した通信方式のサービス利用者が新たな通信方式に移行するために購入する端末[※]については、0円未満とならない範囲で利益の提供可。

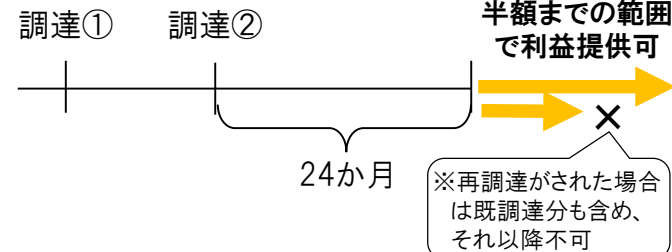
※周波数移行における場合のものも同様。



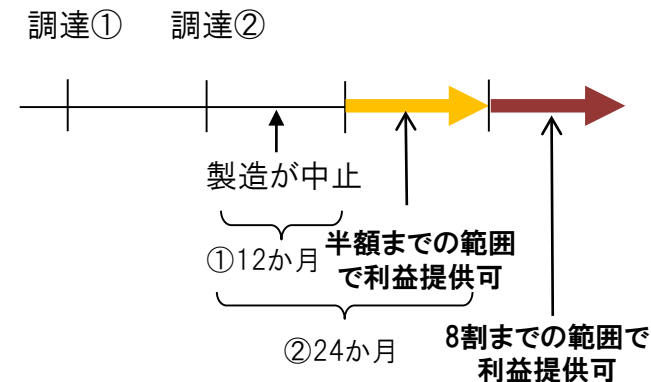
在庫端末

- ❑ 在庫端末については、半額までの範囲で利益の提供可

原則



製造が中止された端末



法律の規定

- 通信契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める提供条件を禁止

省令の概要

・ 契約期間の上限	2年(違約金の定めがない場合を除く)
・ 違約金の額の上限	1,000円(税抜)
・ 期間拘束のない契約の提供	1年を超える又は更新可能な期間拘束契約を提供する場合、期間拘束のない契約も選択肢として提供しなければならない。
・ 期間拘束の有無による料金差の上限	170円/月(税抜)
・ 自動更新	<p>次の①～④のいずれかを満たさない自動更新を伴う契約を禁止</p> <p>① 契約締結時において、契約期間満了時※に期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が選択できること。</p> <p>② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一であること。</p> <p>③ 契約期間満了時において、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択できること。</p> <p>④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも契約期間の最終月、その翌月及び翌々月の3か月間設けられていること。</p> <p style="text-align: right;">※ 更新後の契約期間満了時を含む。以下同じ。</p>
・ 長期利用割引等の条件	利益の提供の範囲=1か月分の料金(税抜)/年

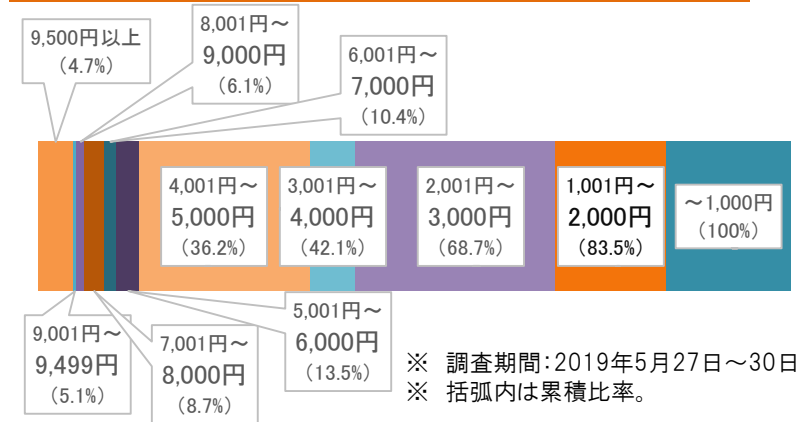
□ 違約金の額の上限： 1,000円

- 現在、契約を解除して他の事業者に移行する場合には、移行元事業者において違約金のほか、MNP手数料を、移行先事業者において新規事務手数料を要する。このような中で、移行に係るスイッチングコストを低下させ、事業者間の競争を促進させるには、期間拘束のある契約の解除に要する違約金の額を抜本的に引き下げる必要がある。
- 他方、一定の期間の契約を約することでメリットが得られる契約形態は他の分野でも見られるところであり、これを完全に禁止するまでの措置を講ずることは適当ではない。
- こうした考え方に沿って、事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれを生じることはないとの違約金の額の上限については、次の事情を踏まえ1,000円とする。

・ **通信料金と端末代金の完全分離による通信料金の競争の促進の効果を広く行き渡らせるには、スイッチングコストが抜本的に引き下がるよう、違約金の水準は最低限のものとする必要があること**

・ 総務省において**利用者アンケート(6,000人)**を行ったところ、他事業者への乗換え意向がある者(2,847人)のうち、違約金支払い意思のある者(1,758人)について、**8割を超える者が許容できる違約金のレベルは1,000円となる**との結果であったこと

事業者の乗り換えにおいて許容できる違約金の額【n=1,758】



全サンプル		6,000人
現在利用している携帯電話会社から、他の携帯電話会社に乗り換えたいと思うか	いいえ	3,153人
	はい・検討してもよい	2,847人
	無料解約期間まで待つ	1,089人
	許容できる違約金の額を回答	1,758人

□ 期間拘束の有無による料金差の上限： 170円/月

□ 現在の料金プランにおいて、違約金の水準(大手事業者3社とも9,500円)と期間拘束の有無による通信料金の差(3社中2社は月当たり1,500円、1社は月当たり2,700円)とを比較すると、**3社中2社の利用者においては6か月以内^{※1}**、1社の利用者においては3か月以内の利用であれば、**期間拘束のない契約の方が負担額が少ない設定**となっている。

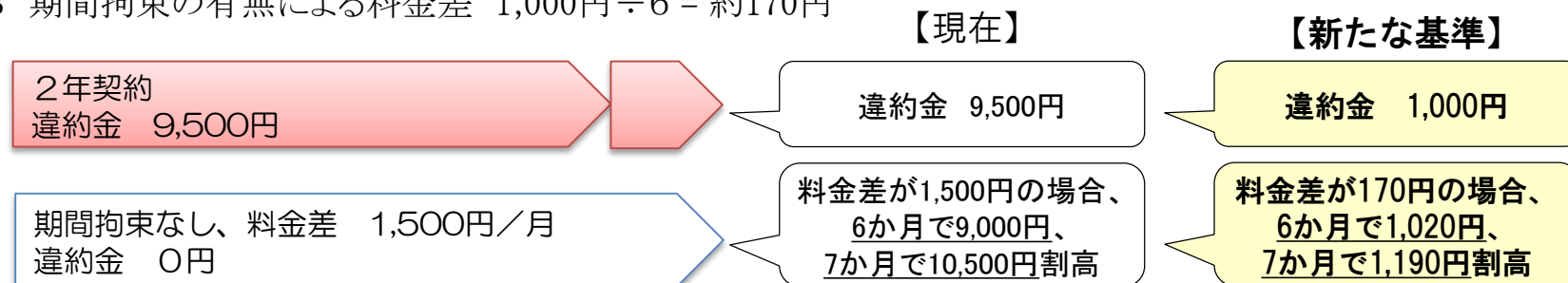
※1 違約金が9,500円であるのに対し、期間拘束の有無による料金差が月1,500円であるため、 $9,500 \div 1,500 > 6$ か月となる。

□ **民間のアンケート調査^{※2}**においても、事業者の乗換えを検討している利用者の55.3%が1年以内での乗換えを検討している。

※2 MMD研究所「2019年通信乗り換えに関する調査」(2019年4月24日)

□ 以上から、**6か月以内に事業者や通信契約を見直す利用者にとって期間拘束のない契約が選択肢となるよう**、期間拘束の有無による6か月分の通信料金差^{※3}と違約金の水準(1,000円)とが均衡するように料金差の上限を設定。

※3 期間拘束の有無による料金差 $1,000円 \div 6 = 約170円$



(参考) 期間拘束のない標準プランの料金水準については、利用者視点からのサービス検証タスクフォース「期間拘束・自動更新付契約」に係る論点とその解決に向けた方向性(2015年7月)以降、実体のある選択肢となるように検討される必要があるとされている。

- 改正法は対象となる全ての事業者・サービスについて早期に適用することが望ましいが、**全ての事業者・サービスについて一斉に適用することが不可能な場合の競争上の懸念、システム不備等による利用者への影響等**を考慮し、次のとおり、サービスごとに段階的に適用を進める。
 - ・ **スマートフォン： 施行日において、全ての規定を適用**
 - ・ **スマートフォン以外： 法定禁止行為を除く他の規律については、今年末までは規定の適用を留保し、来年から全ての規定を適用**

	1号禁止行為 (通信料金の割引、端末代金の値引き等の禁止)		2号禁止行為 (行き過ぎた期間拘束の是正)
	法律の規定 (通信料金の割引)	省令の規定 (端末代金の値引き等)	省令の規定
スマートフォン	○(施行日に適用)		
スマートフォン以外	○(施行日に適用)	×(今年末まで適用を留保)	

<既往契約の扱い>

- 施行日以後の「更新」(自動更新を含む。)、「条件変更」についても、施行日前の条件によることを許容[※]。

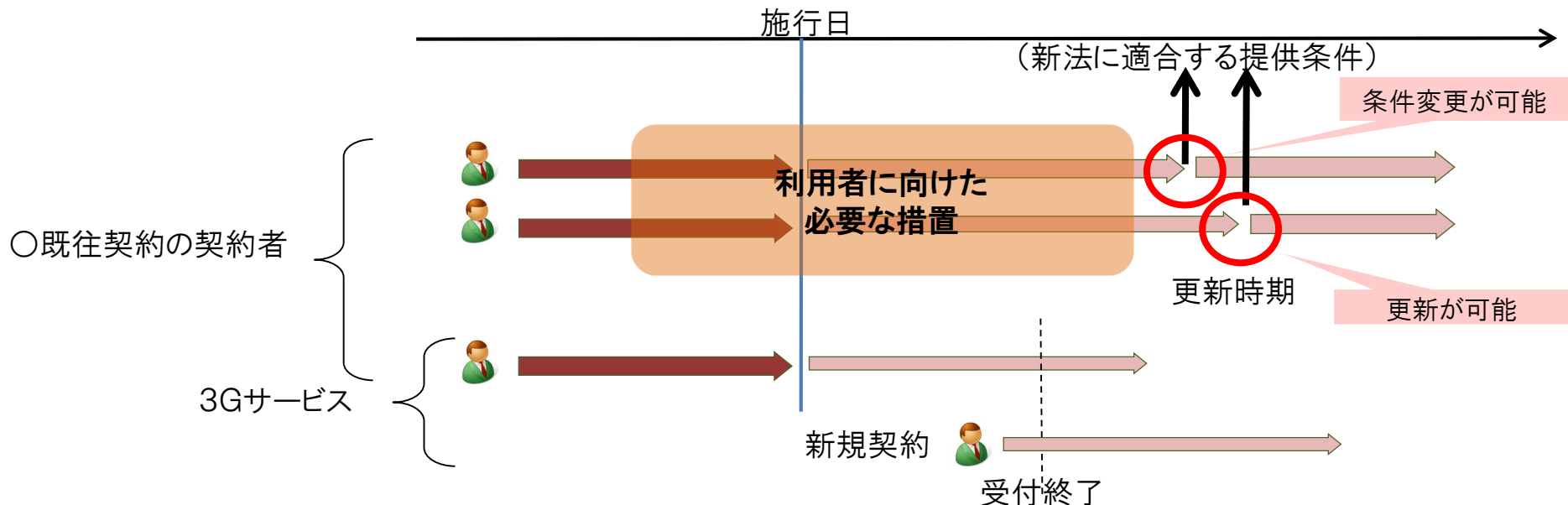
※ 他方で、事業者に対し、利用者が改正法に適合する料金プランに円滑に移行できるようにするための必要な措置を行うこと、改正法に適合する料金プランへの移行で恩恵が受けられるにも関わらず、従来プランを使い続ける利用者が出ることをないよう、十分な周知を行うことを求める。

併せて総務省では、これらの措置の概要、既往契約の利用者の移行状況等を把握し、評価・検証に反映させる。

<3Gサービスの扱い>

- 3Gサービスについては、**2号禁止行為**(行き過ぎた期間拘束の是正)に関して施行日時点の料金プラン・条件での新規受付を可能とする[※]。

※ 併せて、3Gから4Gに移行する利用者に対しては、早期の移行を促す等のため、**通信役務の継続を条件としない限り**、通信方式の変更により端末が使用できなくなる利用者への対応として、端末の代金を0円未満とならない範囲で利益の提供を行うことが可能。



2 事業者・販売代理店の勧誘の適正化関係

2(1)自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為 (電気通信事業法施行規則第22条の2の13関係)

○ 電気通信役務^{※1}の提供に関する契約の締結の『勧誘』に先立って「自己の氏名若しくは名称」又は当該契約の締結の「勧誘である旨」を告げずに勧誘する行為の禁止について、総務省令において定める適用除外は、販売形態ごとにそれぞれ次のとおりとする。

- **店舗販売の場合:**
「自己の氏名又は名称」については明らかであるため告げる必要はない。
- **電話勧誘、訪問販売及び通信販売の場合:**
別件(他の勧誘や修理申込み等)に引き続いて勧誘を行う場合で、既に「自己の氏名又は名称」を告げており、利用者が既に認識できている場合には、改めて告げる必要はない。

	初回の電気通信役務の勧誘		別件に続く電気通信役務の勧誘	
	自己の氏名又は名称	勧誘である旨 ^{※2}	自己の氏名又は名称	勧誘である旨 ^{※2}
店舗販売	×	○	×	○
	【総務省令による適用除外】		【総務省令による適用除外】	
電話勧誘 訪問販売 通信販売	○	○	×	○
			【総務省令による適用除外】	

※1 事業法第26条第1項各号の電気通信役務(携帯電話端末サービス、CATVアクセスサービス、FTTHアクセスサービス、ISP、電話、PHS等)が対象
 ※2 販売代理店が勧誘を行う場合には、「販売代理店の氏名又は名称」及び「勧誘である旨」のほか、「勧誘する電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称」を告げる必要があるが、店舗販売の場合であっても、販売代理店が複数の電気通信事業者の役務を取り扱う場合が想定されることから、特段総務省令で適用除外としない。

- 総務省令において定めることにより禁止される「利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為」については、現時点では定めず、今後課題が顕在化した際に措置する。

【参考:これまでの消費者保護ルール強化の経緯】

